

変わる！ 高齢ドライバーの免許更新！

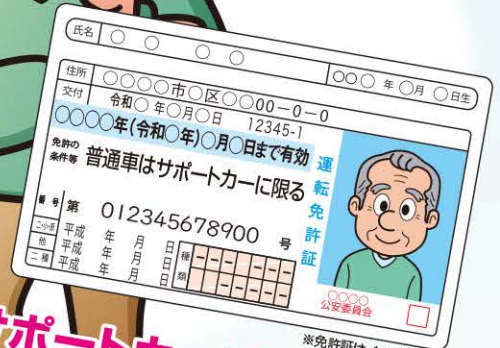


認知機能検査の結果が
3区分から2区分に
変更されます！

何が
変わる？

どう
変わる？

一定の違反歴のある
75歳以上の
ドライバーには
運転技能検査が
実施されます！



サポートカー限定免許が
新設されます！

※免許証はイメージです

70～74歳のドライバーの運転免許更新

75歳以上の方と同様に、**高齢者講習の内容が充実・強化されます！**

運転免許証の更新期間は、免許証の有効期間満了日(免許証に記載)の直前の誕生日の前後1ヵ月(計2ヵ月間)です。更新に際しては、これまで通り有効期間満了日の前6ヵ月以内に「高齢者講習」を受けなければなりません。



高齢者講習 (2時間) ※大特・小特・二輪・原付免許のみ保有者は1時間

- **講義(座学)**
DVD等で、交通ルールや安全運転に関する知識を再確認
- **運転適性検査**
器材を使って動体視力や夜間視力、視野を測定
- **実車指導**
実車を使って運転技能を評価

改正後の高齢者講習では、一歩踏み込み、**実車を用いた運転技能の評価と安全指導が行われます。**



70歳からは
高齢者講習
があるわよ！

実車指導は、
自分の運転を知る
よい機会になるね。

更新時の誕生日に
70歳になる人

更新時の誕生日に
71歳になる人

更新時の誕生日に
72歳～74歳になる人

優良運転者
および
一般運転者

違反運転者
および
初回更新者

優良運転者
および
一般運転者

免許更新

有効期間 **5年**

免許更新

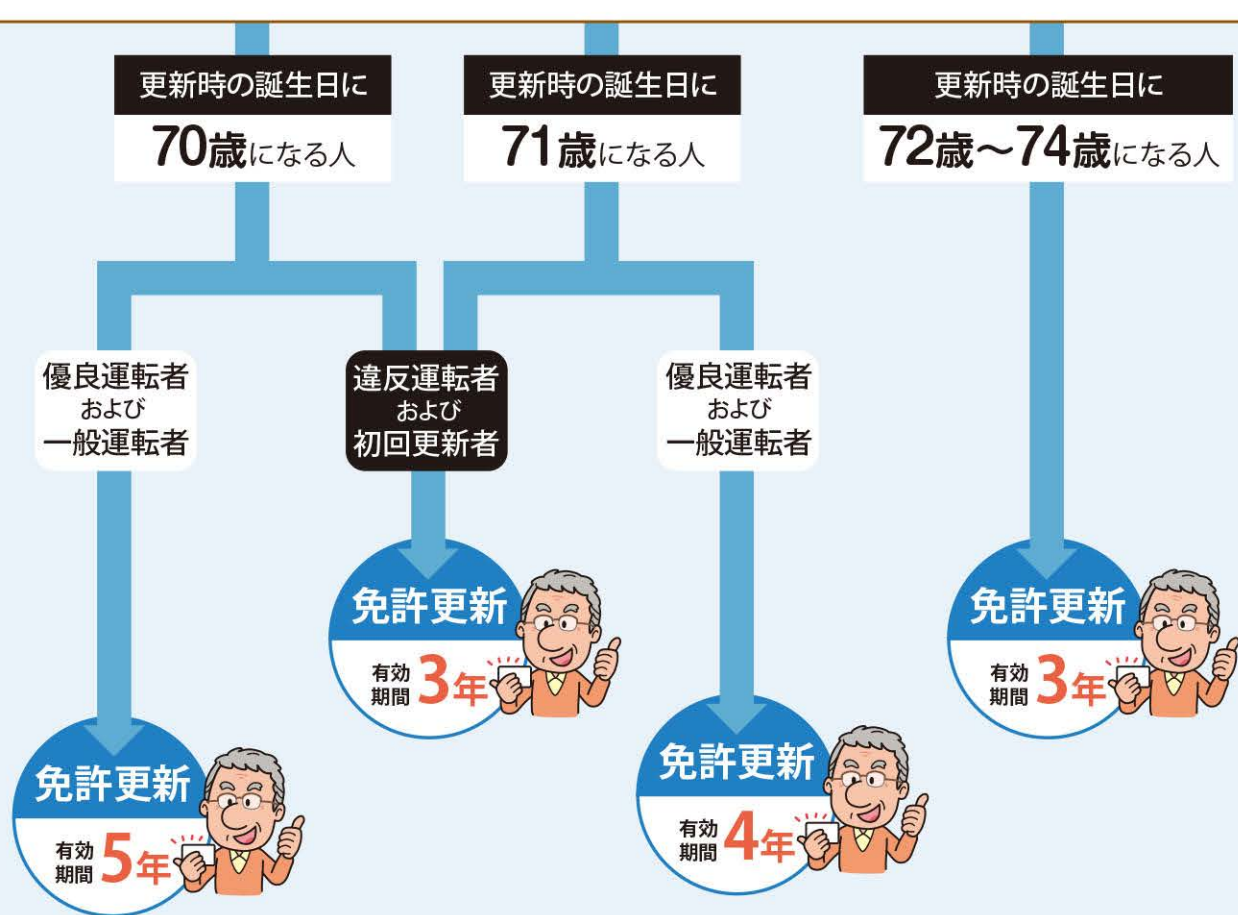
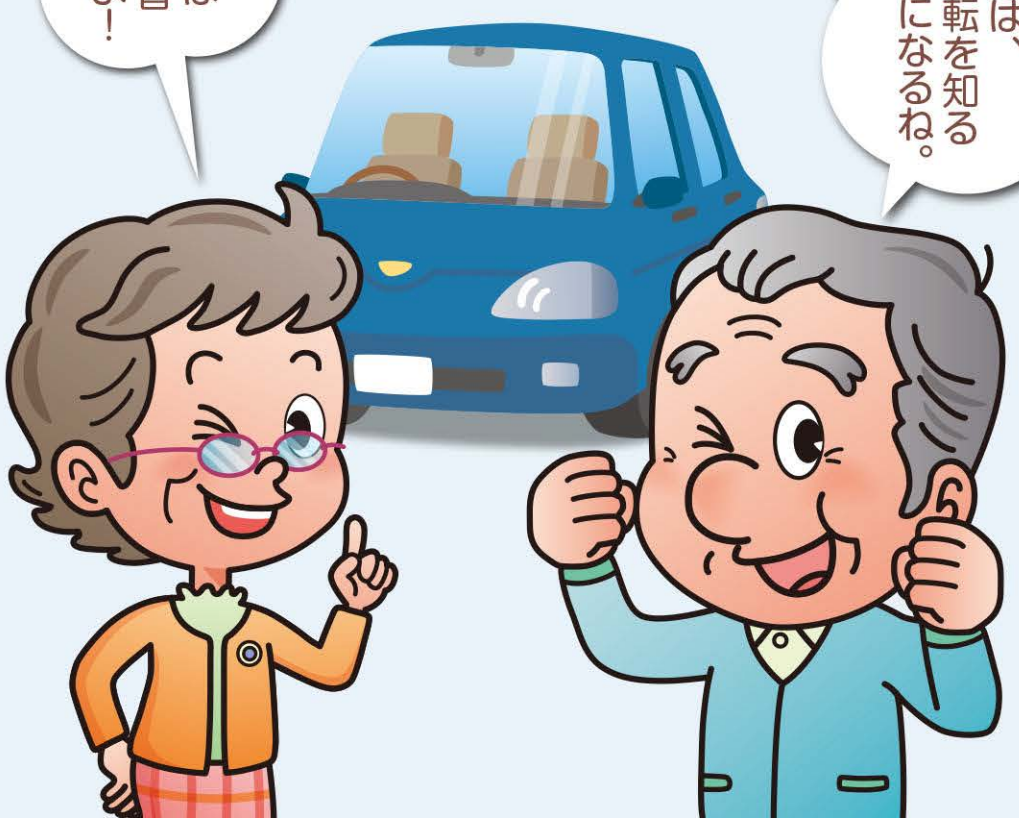
有効期間 **3年**

免許更新

有効期間 **4年**

免許更新

有効期間 **3年**



75歳以上のドライバーの運転免許更新

※検査や講習の順番・タイミングは、下記フローチャートと異なる場合があります。

今改正の経緯とポイント

- 「過去3年間に信号無視などの基準違反行為(右下記載の11類型)をした75歳以上のドライバーは、75歳以上の運転者全体と比べて、死亡・重傷事故を起こす割合が2倍以上である」という調査研究の結果を踏まえ、一定の違反歴のある75歳以上の高齢運転者(普通免許保有者)について免許更新時に、実車による**運転技能検査**の受検が義務付けられます。対象者は、合格するまで免許証の更新ができません。
- また、75歳以上のドライバーの免許更新で、高齢者講習の前に受ける**認知機能検査**について、検査の簡素化などで所要時間が短縮され、これまで3区分だった検査の判定は、認知症のおそれの有無のみを判断する2区分になります。
- 運転を「安全運転サポート車」に限定した**サポートカー限定免許**が創設され、申請すれば年齢を問わず限定免許に切り替えることができるようになります。

普通免許を保有し過去3年間に一定の違反歴(下表参照)があると「運転技能検査」の受検が義務に!

運転技能検査

※普通免許保有者が対象で、大特・小特・二輪・原付免許のみ保有している方は対象外です。

自動車教習所のコースなどを実車で走行し、一時停止や信号通過などの課題を行います。

検査項目 指定速度による走行、発進、停止、交差点の通行(右折・左折、信号通過)、段差の乗り上げ

採点方法 次の能力について減点式で採点

- 運転装置を操作する能力
- 交通法規に従って運転する能力
- 他人に危害を及ぼさないような速度と方法で運転する能力
- その他の自動車を安全に運転する能力

合 否 合格 = 得点率70%以上(第一種免許)
合格 = 得点率80%以上(第二種免許)

※運転技能検査の受検期間は、免許の有効期間が満了するまでの6カ月間です。更新期間満了までに合格できないと免許証を更新できません。



普通免許等を保有し、一定の違反歴がない場合

※大特・小特・二輪・原付免許のみ保有の方を含みます。

検査結果が基準に達した場合
合格

不合格

不合格の場合は免許証の更新ができません。繰り返し何度でも受検が可能です。

※不合格になっても、運転技能検査の対象は、普通免許であるため、原付免許や小特免許は希望により継続できます。

負担軽減や効率化のため認知機能検査が簡素化!

認知機能検査

検査員の説明を受けながら回答します。

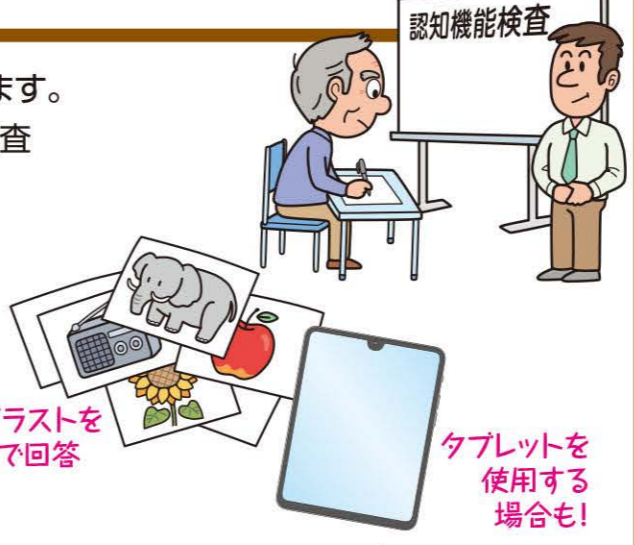
- イラストを見て記憶力を調べる検査(手がかり再生)
- 検査時の年月日・曜日・時間など時間感覚を検査(時間の見当識)

※時計の文字盤や針を描くテスト(時計描画)は廃止になります。

16の物のイラストを記憶して後で回答

タブレットを使用する場合も!

認知症に関する医師の診断書を提出した場合等、一定の場合は認知機能検査を受ける必要がありません。



認知症のおそれがない

認知機能検査の結果による区分が3区分から「認知症のおそれの有無」の2区分に!

「認知症のおそれがない」人のみ高齢者講習を受講!

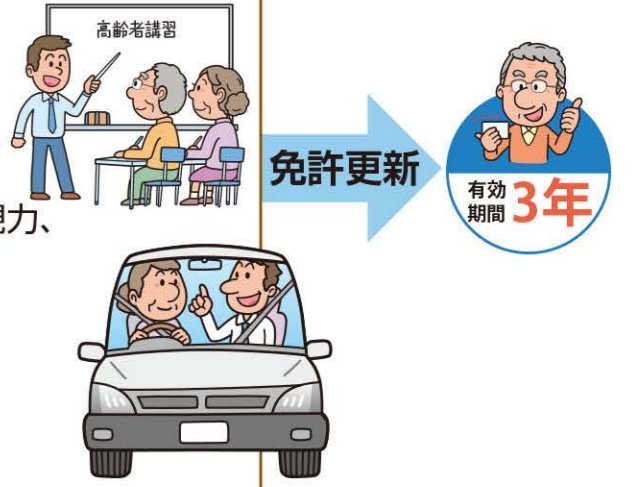
高齢者講習(2時間)

※大特・小特・二輪・原付免許のみ保有者は1時間

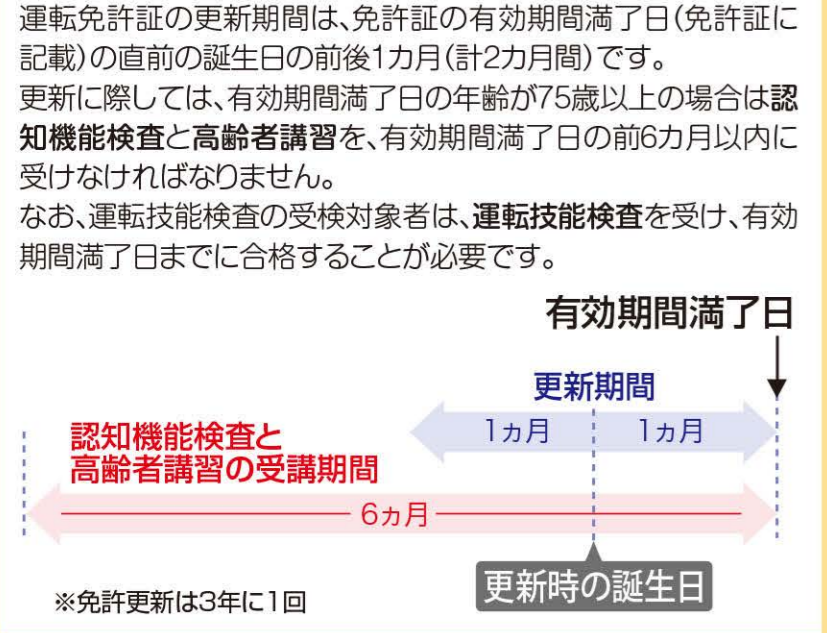
- 講義(座学) DVD等で、交通ルールや安全運転に関する知識を再確認
- 運転適性検査 器材を使って動体視力や夜間視力、視野を測定
- 実車指導 実車を使って運転技能を評価

運転技能検査の合格者は、高齢者講習の実車指導は免除され、1時間講習になります。

免許更新 有効期間 **3年**



75歳以上の方の運転免許更新手続きの流れ



運転技能検査の対象となる基準違反行為(11類型)

※令和4年10月12日以降に75歳以上の誕生日を迎える人が対象です。

1 信号無視 法第7条	2 通行区分違反 法第17条第1項～第4項、第6項	3 通行帯違反等 法第20条(通行帯違反) 法第20条の2第1項(路線バス等優先通行帯違反)	4 速度超過 法第22条第1項
5 横断等禁止違反 法第25条の2	6 踏切不停止等遮断踏切立ち入り 法第33条第1項、第2項	7 交差点右左折方法違反等 法第34条第1項、第2項、第4項(交差点右左折方法違反) 法第35条の2(環状交差点左折等方法違反)	8 交差点安全進行義務違反等 法第36条、法第37条(交差点優先車妨害) 法第37条の2(環状交差点通行車妨害等、環状交差点安全進行義務違反)
9 横断歩行者等妨害等 法第38条、法第38条の2	10 安全運転義務違反 法第70条	11 携帯電話使用等 ※交通の危険を生じさせたり携帯電話を保持した場合に限る 法第71条第5号の5	

75歳以上のドライバーが、下記の違反行為をすると、「臨時認知機能検査」を受けなければなりません。

臨時認知機能検査の対象となる違反行為18項目

- 信号無視 ●通行禁止等違反 ●通行区分違反 ●横断等禁止違反
- 進路変更禁止違反 ●遮断踏切立ち入り等 ●左折又は右折違反
- 指定通行区分違反 ●環状交差点における左折等違反 ●交差点安全進行義務違反等 ●右折時、直進車や左折車への進行妨害 ●環状交差点安全進行義務違反等 ●横断歩道等での歩行者等の横断妨害
- 横断歩道のない交差点での歩行者の横断妨害 ●徐行義務違反
- 一時不停止 ●合図不履行 ●安全運転義務違反

臨時認知機能検査により、「認知症のおそれがある」と判定された高齢ドライバーは、「臨時高齢者講習」を受講することになります。直近に受けた認知機能検査や臨時認知機能検査の結果が「認知症のおそれがある」だった場合は除かれます。

※「認知症のおそれがある」と判定されたドライバーの内、臨時認知機能検査の結果で、医師の診断等を受けることとなり、認知症と診断された場合は、免許取り消し等になります。

活用しましょう! あらたな選択肢 サポートカー限定免許制度*

運転に不安を感じる方に対して、運転免許証の自主返納だけでなく、より安全なサポートカーに限定して運転を継続するという新たな選択肢を設ける趣旨の制度です。サポートカー限定免許の申請は、運転免許証の更新時に併せて行うことが可能です。サポートカーのリストは警察庁ウェブサイトをご覧ください。

※サポートカーとは一定の要件を満たす衝突被害軽減ブレーキ等の安全運転支援装置を備えた普通自動車をいいます。サポートカーであっても、車の機能を過信することなく、安全運転に努めなければなりません。サポートカー限定免許にした方がサポートカー以外の自動車を運転した場合、条件違反となり、罰則の対象となります。

警察庁サイト サポートカーリスト

※免許証はイメージです

考えてみませんか? これからのカーライフ

今の「自分の運転」を把握して安全運転継続のヒントに!

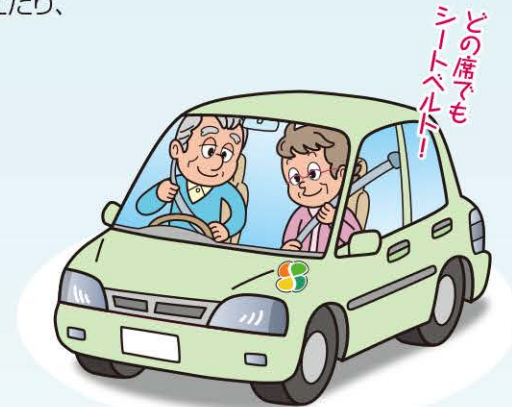
- 運転中に「なんか変だな…」と思ったら、「ヒヤッとする経験」をしたら、放っておかない。
- 同乗した家族や友人から、「急ブレーキが目立つね」などと心配されたら、耳を傾ける。
- ドライビングスクールなどを活用して、ドライブレコーダーで自分の運転をチェックしたり、自分の運転のクセや傾向を知っておく。



補償運転で事故防止!

「補償運転」とは、運転能力が存分に発揮できるよう心身や環境を整えたり、運転する時や場所を選ぶなど、危険を避けるための運転方法です。

- 薄暮時、夜間、雨の日など、視界の悪いときは運転を控える。
- 通勤ラッシュや登下校時など、判断や緊張が連続するような時間帯の運転は控える。
- ストレスがかかりやすい不慣れな道や、トラブルが起きやすい高速道路などでの運転は控える。
- 体への負担を考慮し、長距離の走行や体調の悪いときなどの運転は控える。
- 加齢による心身の変化を補う運転方法を取り入れたり、安全運転サポート車を検討する。



※70歳以上のドライバーのみなさんは、車の前と後ろのよく見える高さに高齢運転者標識を表示しましょう。

運転に不安があれば相談を!

- **安全運転相談窓口 #8080** へ!
(旧運転適性相談窓口)

※「#8080」は、全国統一の専用相談ダイヤルです。この番号にダイヤルすると、発信場所を管轄する都道府県警察の安全運転相談窓口につながります。

加齢に伴う心身機能の低下を踏まえ、安全運転の継続に必要な助言などを行っています。

- 運転免許返納を検討するのも選択肢の一つ。

免許を返納した場合の生活への影響や、その解決策について、前もって考えておきましょう。

運転経歴証明書

住所	〇〇〇〇市〇〇〇〇区〇〇〇〇-〇-〇	相談	〇	閉	〇	閉	〇
交付	令和〇〇年〇月〇日	12345-1					
運転経歴証明書 (自動車等の運転はできません)							
■	012345678902	■					
生	年	月	日	年	月	日	
年	生	年	月	日	年	月	日
日	生	年	月	日	年	月	日

免許返納後5年以内に申請すると運転経歴証明書が交付され、運転免許証に代わる公的な身分証明書として使用できます。

(交付には手数料がかかります。有効期限はありません。)